



# 長崎市消費者センター

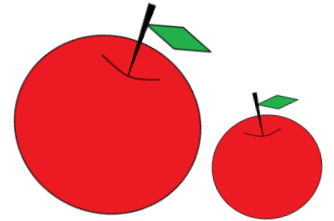
## 長崎市消費者を守るネット通信(第101号)

配信日 平成27年9月30日

### 突然やってくるりんごの訪問販売に注意！

〈事例〉

突然、女性が「青森のりんごを広めるために青年団でまわっています」と言って訪問してきた。話を聞いていると、停めてあったトラックから男性がりんごの試食を持ってきた。男性から「無農薬ですよ」などといった話を聞き、試食がとても美味しかったので買うことにした。値段を聞くと、1箱18000円で1袋3000円ということだったので2袋購入し6000円支払った。後で、購入したりんごを食べると試食の時より味が悪かった。返品したい。



### 〈消費者センターからのアドバイス〉

- 訪問販売は8日以内であればクーリング・オフで契約を解除することができます。しかし、このような事例では、業者名や連絡先が分からないことや、聞いていても架空のものであることが多く、その場合クーリング・オフは困難です。このようなリスクもよく考え、必要がなければきっぱりと断りましょう。
- 話を聞いたり試食したりすると断りにくくなってしまいます。ドアを開ける前に訪問の目的を確認し、必要がなければドアを閉めたまま断りましょう。
- 支払う時になって初めて値段や数量を教えられ、思いがけない値段・数量だったにも関わらず断り切れずに支払ってしまうケースもあります。事前に「何個からですか?」「1個いくらですか?〇〇円以上の支払いはありませんね?」などとはっきりと確認し、納得できない場合はきっぱりと断りましょう。
- すごまれるなど恐怖を感じた場合は、近所の人や警察に助けを求めてください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)